

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

1. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事業者（法人）

事業者名称	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
代表者氏名	中本克州
所在地	広島県呉市中央 5 丁目 12-21
連絡先	電話 (0823) 25-3509 FAX (0823) 69-2205

2. 利用者への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を担当する事業所

事業所名称	呉市音戸・倉橋地域包括支援センター（高齢者相談室）
事業所番号	3400500074
事業所所在地	広島県呉市音戸町畑 3 丁目 25-2
連絡先	電話 (0823) 69-7780 FAX (0823) 69-7790 E メール ok-hokatsu@kureshakyo.jp
管理者名	田 中 秀 樹
通常の事業実施地域	呉市内 音戸・倉橋地域

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	居宅において要支援状態等にある高齢者に対し、事業所の専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。
運営方針	1. 事業所の専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。 2. 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス等」を適切に確保できるようその調整に努める。 3. 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。
身体的拘束等の原則禁止	利用者または他の利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録する。

4. 事業所の職員体制

職種	員数	職務内容
管理者	1 名	センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
介護支援専門員	3 名以上	指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたる
その他職員	若干名	常勤または非常勤で勤務する

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日までを除く。
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 営業時間外は電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。 ただし、気象状況等により訪問等が困難な場合は、この限りでない。

6. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容	①介護予防サービス・支援計画表の作成 ②利用者状況の把握 ③介護予防サービス事業者等との連絡調整 ④サービス実施状況の把握、評価 ⑤要介護（支援）認定等の申請に対する協力、援助 ⑥給付管理 ⑦相談業務		
公正・中立のケアマネジメントの確保	介護支援専門員が位置付ける介護予防サービス事業等について複数の事業者の紹介や介護予防・サービス支援計画表に位置付けた介護予防サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能です。		
提供方法	訪問その他		
介護保険等の適用有無	上記①～⑦の内容は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一連業務として介護保険及び総合事業の対象となる。		
1 ヶ月あたりの料金等	介護予防支援費（介護保険）		介護予防ケアマネジメント費（総合事業）
	4,420 円		ケアマネジメント A（原則的） 4,420 円
			ケアマネジメント B（簡略化） 2,210 円
			ケアマネジメント C（初回のみ） 4,420 円
初回加算	3,000 円		3,000 円
委託連携加算	3,000 円		3,000 円
介護職員等処遇改善加算	総単位数の 2.1%		総単位数の 2.1%
1 ヶ月あたりの利用料	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者負担はありません。		

7. 身分証

身分証の携行	業務を行う際は常に身分証を携行し、利用者または家族から提示を求められた時には、身分証を提示する。
--------	--

8. その他の費用

交通費	1. 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。 2. 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を原則として徴収しない。 3. 前項の費用等の支払が例外的に発生する場合は、利用者またはその家族に対し文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名または記名捺印を受ける。
-----	---

9. 業務委託

委託先	1. 事業所と介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託契約を締結した指定居宅介護支援事業所 2. 介護支援専門員（平成 18 年度～平成 27 年度の実務研修修了者）もしくは都道府県が実施する介護予防支援業務に関する研修等を修了した介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業所とする。
-----	--

10. 医療機関等との連携

医療機関への報告	病院または診療所に入院する場合は、担当する介護支援専門員等の氏名及び連絡先を当該病院または診療所にお伝えください。
----------	---

11. 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及びその従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後及び事業者の雇用する者が退職した後も継続する。
個人情報の保護について	事業者は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者やその家族の個人情報を用いない。 事業者は、個人情報保護規程に定める利用目的以外に利用者等の個人情報を利用することなく、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止する。

12. 実習生の受入れ

受入れについて	事業者は看護師、社会福祉士等を養成する大学、短期大学、専門学校等の養成機関からの依頼を受け現場実習の受入れをする。
対応について	実習生が期間中に訪問等の際に同行させていただくことがある。実習生が利用者に対して適切な支援が行えるよう養成機関や事業所従業員により指導を行う。なお、実習生も従業員と同様に個人情報の取扱いを適正に行うものとする。

13. 虐待防止のための措置

虐待防止の措置について	事業所は虐待防止指針を整備し、虐待防止のために必要な措置を講じる。虐待防止のための対策を検討する呉市医師会総合介護センター 高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、その内容について従業者に周知徹底を図る。また虐待防止のために定期的な研修を実施する。
対応について	サービス提供中に当該事業所職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報する。
虐待防止に関する担当者	管理者 田中秀樹

14. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延防止のための措置について	事業所は感染症の予防及びまん延防止指針を整備し、感染予防等のために必要な措置を講じる。感染予防等の対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回開催し、その内容について従業者に周知徹底を図る。
研修及び訓練について	従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

15. 業務継続計画の策定等について

業務継続計画の策定について	事業所は業務継続計画を策定し、感染症や非常災害時の発生時において利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施もしくは非常時の態勢において早期の業務再開を図るよう必要な措置を講じる。 また定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。
研修及び訓練について	従業者に対し業務継続計画について周知徹底を図り、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

16. サービス提供に関する相談、苦情

【事業者窓口】 呉市音戸・倉橋地域 包括支援センター (高齢者相談室)	所在地	: 広島県呉市音戸町畑 3 丁目 25-2
	電話	: (0823) 69-7780
	F A X	: (0823) 69-7790
	受付時間	: 月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
	担当者	: 管理者 田中 秀樹
呉市介護保険課	所在地	: 広島県呉市中央 4 丁目 1 番 6 号 呉市役所内
	電話	: (0823) 25-2626
	受付時間	: 月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
広島県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地	: 広島県広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館
	電話	: (082) 554-0783
	受付時間	: 月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

17. 事故発生時の対応

対応	事業者は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告する。
----	--

18. その他説明を要する内容

- (1) 計画対象期間中に被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、要介護認定の申請を行った場合、(新規申請, 区分変更申請, 種類変更 (サービスの種類指定変更申請)), 各種の減免に関する決定等に変更が生じた場合、生活保護・公費負担医療の受給取得または喪失した場合については、速やかに事業者 (指定介護予防支援事業者) に連絡してください。
- (2) 事業所 (指定介護予防支援事業者) への上記の連絡を行わなかった場合は、法定代理受領の取扱いができずに利用者費用を立て替えなければならなくなり、支払いまでに日時を要することになりますのでご注意ください。
- (3) 適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、ハラスメントを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じています。また従業者に対する暴言・暴力・ハラスメント等の状況により支援の中断, 契約解除を行う場合があります。(そのような状況になった場合は、従業者が録音・録画等の対応をとらせていただきます。)